



# 沢辺税理士事務所通信

令和 3 年 10 月 1 日号

NO.092

## インボイス制度 ~ 大增税への新たな布石 ~

消費税のインボイス制度が令和 5 年 10 月に導入されるのに伴い、令和 3 年 10 月より登録申請の受付が開始されました。インボイスは取引時に「適格請求書」を使用して売手側が買手側に消費税率や消費税額などを正確に伝えるものです。

適格請求書は基本的には今までの請求書、領収書等と内容はほぼ変わりません。税率ごとの消費税額を区分表示することは令和 1 年 10 月の軽減税率導入時にすでに求められていますので、**変わる部分は「登録番号」を記載することくらい**です。この登録番号を税務署から発行してもらう申請の受付が開始されたということになります。令和 5 年 10 月 1 日からの登録を受けるためには令和 5 年 3 月 31 日までに申請をする必要があります。弊社でも申請等の対応を順次させていただく予定です。

それがなぜ大增税への布石になるのかということですが、まず**登録番号のない請求書等は仕入税額控除ができません**。課税事業者（簡易課税選択時を除く）は、売上と一緒にもらった消費税額から経費支払と一緒に払った消費税額を引き算して残りを納税するのですが、登録番号の記載のない請求書・領収書を受け取った場合はこの引き算ができず（開始後 6 年間は一部経過措置あり）、納める納税額が増えます。

次にこれが最も大きい点ですが、課税売上高が 1,000 万円以下の**免税事業者（消費税を納めていない事業者）はそもそも登録番号がもらえません**。その結果**仕事の締め出しをくらう可能性が出てきます**。はっきり言って小規模事業者いじめの制度なのです。

例えばある課税事業者が下請けに 500 万円 + 消費税 50 万円の仕事を発注する予定です。下請事業者 A は登録番号があり、下請事業者 B はないとします。課税事業者は A に仕事を発注する分には今まで通り何の問題もないですが、B に出した場合は消費税 50 万円の仕入税額控除ができず 50 万円の納税が増加します。こうなると課税事業者は B に仕事を発注すると損をするので仕事を発注しなくなり、結果的に B は元請から締め出されることとなってしまいます（500 万円 + 消費税 0 円で B が仕事を受けることも考えられます）。

B はこれを逃れるためにどうするか。免税事業者の立場を捨て、課税事業者となることを自ら届け出て選択し、消費税 50 万円を納税することになります。今までは B からすると消費税の 50 万円はもらえばなし（これを益税といいます）だったのですが、それができなくなります。**国はこの益税を無くし税収を上げることと、益税を無くすことで公平感を高め次なる税率引き上げへの布石とすることが本当の目的**なのです。

すべての業種がこのような締め出しを受けるかはわかりませんが、免税事業者の方が課税事業者を自ら選択すべきかどうかは難しい判断になります。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>